

武蔵国一宮氷川神社の研究 ー旧本殿三社と境内変遷ー

Keywords

氷川神社 旧本殿 文化財
社家 神仏分離 境内の変遷

1. 研究概要

1.1 研究背景と目的

大宮氷川神社は埼玉県さいたま市大宮区高鼻町に位置し、第五代孝昭天皇の頃に創建された。延喜式名神大社(延喜式は925年成立)であり、古来より武蔵国一宮として篤く崇敬された神社である。また明治4年(1871)には官幣大社に列し明治15(1882)年に行われた境内整備により本殿を始めとする殆どの建築物が建替えられた。

本研究では氷川神社境内にある摂社門客人・摂社天津・末社御嶽の三社を対象とする。上記の三社は文化財指定のない氷川神社において文化財候補となっている社殿であり、寛文の造営時の姿を残していると言われ、氷川神社の主祭神である素戔鳴尊・奇稲田姫命・大己貴命の三神を祀っていたかつての本殿を改造したものと言われている。本研究では三社殿の実体を明らかにすると共に、江戸期から明治の境内整備までの意匠・配置変遷、及び歴史的背景を古文書や絵図等を元に明らかにし、その文化財的価値を検証する。また、複数の主祭神を持つ氷川神社が辿った歴史を明らかにすることを目的とする。

1.2 研究方法

- (1)現状の門客人・御嶽・天津神社三社殿の実測調査を行う。
- (2)古文書及び絵図・古写真を収集し、それらから三社殿の変遷と社家や政府からの影響を調べる。
- (3)絵図や古写真、古文書を参考に実測調査図面や写真と照合し、社殿の意匠的な変化と配置の変遷を把握する。
- (4)(2)(3)から社会的背景と配置変遷とを照合し、江戸から明治にかけて氷川神社が辿った歴史を明らかにする。

2. 調査

- (1)実測調査：2010年7月16日 大宮氷川神社 三社殿
- (2)史料調査：氷川神社収蔵史料2点、埼玉県立文書館収蔵 西角井家文書 135点、同 行政文書 110点

研究指導：伊藤洋子 教授



K07051 佐藤 穂奈美

3. 氷川神社について

3.1 氷川神社の概要

名称：武蔵国一宮氷川神社

所在地：埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1丁目

主祭神：素戔鳴尊、奇稲田姫命、大己貴命

現在の氷川神社の本殿は1棟だが、明治の改修前までは本殿は3棟存在していた。主祭神三神は別々に男體社、女體社、簸王子社に祀られていた。本研究ではこれら旧本殿と呼ぶこととする。旧本殿は西角井家文書の「武蔵国一宮氷川神社宮中絵図面」によるといずれも現在の門客人・御嶽・天津の三社と同規模の社殿であり、位置関係も類似している。

3.2 三社殿の概要

次に対象の三社殿の概要を表-1に示す。天津神社・門客人神社は摂社、御嶽神社は末社である。また、三社殿の実測図面を図-1に示す。

表-1 三社殿概要

	天津神社	御嶽神社	門客人神社
祭神	少彦名命	大己貴命 少彦名命	手摩乳命 脚摩乳命
形式	三間社流造	三間社流造	三間社流造
屋根	銅板棒瓦葺	銅板棒瓦葺	鉄板平葺
桁行×梁間	3.93×2.42	3.93×2.42	3.93×2.42
位置	三の鳥居を入って東	本殿と門客人神社の東	本殿のすぐ東側

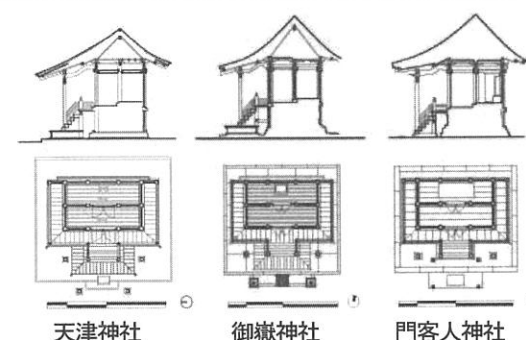


図-1 実測平面図・断面図

3.3 三社殿の定説

上記の三社殿はかつて氷川神社の主祭神を祀っていた旧本殿の社殿であると考えられている。旧本殿は寛文7

年(1667)に徳川家綱の命により造営された社殿であり、天津神社は簸王子社、御嶽神社は女體社、門客人神社は男體社であると考えられている。

4. 社殿について

4.1 三社殿の実体について

(1)建立年代について

『官幣大社氷川神社明細書(以下『明細書』)』及び西角井家文書より天津神社と御嶽神社は寛文7年(1667)造営であることが明らかになった。しかし、門客人神社については詳細な記述がなく、史料から建立年代を解明することはできなかった。しかし、虹梁の彫刻から年代判定を行った結果、三社殿とも寛文期に該当する建築的特徴を有しており、三社殿の建立年代は寛文期で間違いのないと思われる。(図-2、図-3)



図-2 虹梁(上から天津・御嶽・門客人神社)

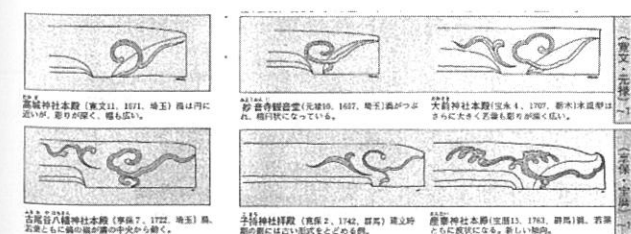


図-3 年代判定資料(『近世社寺建築の手びき』より)

(2)三社殿の沿革

①史料からの解明

『明細書』より天津神社、女體社はそれぞれ元簸王子社、女體社の社殿であることが確認できた。しかし、門

客人神社については男體社の社殿という記述がなく、何であったのかは不明なままであった。(表-2)

表-2 三社殿の沿革(『明細書』より)

建物名	造営の沿革	社殿
摂社天津神社	寛文7年(1667)3月造営。元火王子宮の社殿たり。	本殿 5坪5合
末社御嶽神社	寛文7年(1667)3月造営。元女體宮の社殿たり。	本殿 5坪8合
摂社門客人神社	古来造営詳ならず。徳川幕府に至り文禄5年(1596)8月再建その後、寛文7年(1667)3月造営。	本殿 5坪8合

『新編武蔵風土記稿』及び西角井家文書によると門客人神社は古来より氷川神社に存在する荒脛巾社であったことが分かった。荒脛巾社は旧本殿と同様の規模を持ち、専属の社家を持つ有力な神社であった。門客人神社の社家であった氷川内記により寛文年中に荒脛巾社は門客人神社と改称され、三ノ鳥居横から御手洗池の奥の女體社の東へと移された。

一方、『明細書』や行政文書から明治15年の境内整備後の本殿は男體社を改造したと有り、男體社が門客人神社の社殿へ転用されていなかったことが分かった。

②意匠からの検証

- ・門客人神社：屋根鉄板平葺、釘隠しなし、階段小口塗色黒色、浜床なし
- ・天津神社：屋根瓦棒銅板葺、釘隠しあり、階段小口塗色金色、浜床あり
- ・御嶽神社：屋根棒瓦銅板葺、釘隠しあり、階段小口塗色金色、浜床あり

以上から、門客人神社より他二社殿が格の高い社殿であることを示す建築的な差異があることが分かる。よって現在の門客人神社の社殿は近世から存在する門客人神社の社殿をそのまま利用していると考えられる。

4.2 意匠的变化について

三社殿のうち、門客人神社に関しては定説を覆す結果となったが、寛文期造営であることは確かである。三社殿の歴史的価値を評価するには、寛文期に造営された社殿が建替えられたり意匠が崩されたりせず維持されているかを確認する必要がある。史料から修復の記録はあるが、三社殿が建替えられた記録はない。また、大正14年(1925)の古写真と比較すると三社殿とも基壇の整備や屋根の葺き替え等の違いはあるが、大きな変化は殆どないといえる。

よって、三社殿の由緒・沿革及び社殿の歴史的価値は十分文化財として認められうるものであると考えられる。

Honami SATO

